

議案第15号

へき地勤務医師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例制定の件

へき地勤務医師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

へき地勤務医師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

へき地勤務医師等修学資金貸与条例（昭和49年鹿児島県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項を次のように改める。

- 3 修学生が、次に掲げる事由により第1項第1号ウ又は第2号イに規定する業務に従事することができないと知事が認める期間があるときは、当該期間（第1号に掲げる事由による場合であつて、当該期間が1年を超えるときは、1年）を義務勤務履行期間に加えるものとする。

(1) 学校教育法第97条に規定する大学院の課程における医学の研究

(2) 出産、育児、介護その他やむを得ない事由

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後のへき地勤務医師等修学資金貸与条例（以下「改正後の条例」という。）第8条の規定は、平成21年4月1日以後に改正後の条例第4条第1項に規定する修学生となった者について適用する。

（提案理由）

へき地勤務医師等修学資金に係る義務勤務履行期間に、大学院の課程における医学の研究により業務に従事することができないと知事が認める期間を加えるため、所要の改正をしようとするものである。